

# 回 答 書

工事名：コミュニティエフエム放送小規模送信アンテナ等設置工事

1	<p>1. 第2章 機器仕様 第1節 ギャップフィルター装置</p> <p>1. 受信装置 (3)「送信装置と一体で技術適合検査を取得すること」</p> <p>3. 送信装置 (4)「受信装置と一体で技術適合検査を取得すること。」 となっておりますが、工事施工業者が技術適合検査を申請するのでしょうか。</p>	<p>ギャップフィルター装置は技術適合検査を取得したものを使用することが無線局の許可条件となっているため、ギャップフィルター装置の製造業者にて技術適合検査を取得した製品を使用してください。</p>
2	<p>工事仕様書 その他 「既存の送信所、CATV 及びギャップフィルター送信所の遅延等を含めた総合的な調整、対策を行うこと」となっておりますが、挿入位置、遅延量は指示していただけるのでしょうか。</p>	<p>遅延装置の挿入位置については仕様書の位置を想定していますが、既設設備、伝送路(CATV)、ギャップフィルター装置の条件で遅延時間は変わりますので、再度検討してください。また遅延量については、設置後に各送信所の遅延時間を確認して、干渉を軽減するように総合的に遅延時間を調整してください。</p>
3	<p>工事における確認試験工程の記述がありませんが、施工前後におけるエリア確認試験(RF測定、メリット等)は特には不要でしょうか。</p>	<p>施工完了時にサービスエリア内の任意ポイントにおいてエリア確認試験を行い、受信電界、受信評価等の確認が必要です。 設計において確認したエリア確認試験のデータについては提示しません。</p>